

原議保存期間1年未満
(平成29年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部広域調整第一課長
警視庁生活安全部保安課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長

事務連絡
平成28年10月24日
警察庁生活安全局保安課理事官

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準について

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第6条の基準に基づき、各都道府県において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等（以下「条例等」という。）により具体的な営業制限地域が指定されているところであるが、現在、保全対象施設の周囲を営業制限地域として指定しないよう要望が寄せられているところである。

営業制限地域の指定に際しては、保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて条例等で規定している（別添「1」記載のとおり、保育所等の児童福祉施設を定めていない例や図書館を定めている例等が見られる。）ほか、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例等で規定している（別添「2」参照。）都道府県もあるところ、各都道府県警察においては、地域の実情に応じて、保全対象施設及び営業制限地域を条例等で柔軟に設定できること、また、制限地域の指定及びその変更は、「良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のもの」（令第6条第2号）とされることを踏まえ、適切に対応されたい。

営業制限地域に係る条例等の規定例

1 保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて規定している条例

○岩手県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一 (略)

二 (略)

三 前二号に掲げる地域以外の地域のうち、別表第1の左欄に掲げる施設ごとに、当該施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から同表の右欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離以内の地域

2 (略)

別表第1

区分	距離		
	第1種住居地域等	商業地域	第1種住居地域等及び商業地域以外の地域
学校	100メートル	30メートル	60メートル
病院等	60メートル	10メートル	30メートル

備考 (略)

○京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(風俗営業の営業場所に係る許可の基準)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第4条第2項第2号に規定する条例で定める地域は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次の表の左欄に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。)から、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、営業所が、第2種地域にある場合にあつては同表の中欄、第3種地域にある場合にあつては同表の右欄に掲げる距離以内の地域

1 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学以外の学校をいう。)	100メートル(法第2条第1項第1号の営業及び同項第5号の営業(以下この表において「第1号営業等」という。))に	70メートル(第1号営業等にあつては、50メートル)
2 児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)		

<p>3 病院（医療法（昭和23年法律第 205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。以下同じ。）</p> <p>4 図書館（図書館法（昭和25年法律第 118号）第2条第1項に規定するものをいう。）</p>	<p>あつては、70メートル）</p>	
<p>1 大学（学校教育法第1条に規定する学校のうち大学をいう。）</p> <p>2 保健所</p> <p>3 博物館（博物館法（昭和26年法律第 285号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）</p>	<p>70メートル（第1号営業等にあつては、50メートル）</p>	<p>50メートル（第1号営業等にあつては、30メートル）</p>

2 (略)

3 (略)

2 保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨規定している条例等

○富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(風俗営業の許可に係る営業所の設置制限地域)

第2条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号に掲げる地域とする。

一 (略)

二 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）のうち、次のア又はイに掲げる施設（別表第1に掲げる区域内にある施設を除く。第4号において同じ。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲70メートルの区域内の地域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

三 商業地域のうち、次のアからウまでに掲げる施設（別表第1に掲げる区域内にある施設を除く。第5号において同じ。）の敷地の周囲50メートルの区域内の地域

ア 学校教育法第1条に規定する大学

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

ウ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

四・五 (略)

2 (略)

別表第1

1 富山市の区域のうち、主要地方道富山停車場線と一般国道41号との交 会点を起点とし、順次同主要地方道、市道区画街路第2713号線、市道県 庁線及び一般国道41号を経て起点に至る線で囲まれた区域
2 富山市の区域のうち、新富町一丁目、新富町二丁目、桜町一丁目、桜 町二丁目及び内幸町の区域
3 高岡市の区域のうち、市道片原町新横町線と市道末広町本丸町線との 交会点を起点とし、順次市道末広町本丸町線、主要地方道高岡停車場線、 主要地方道高岡小杉線、市道下関町3号線、主要地方道高岡小杉線 及び市道片原町新横町線を経て起点に至る線で囲まれた区域
4 黒部市の区域のうち、宇奈月温泉字桃原、宇奈月温泉字五千僧、宇奈月 温泉字大原、宇奈月町音澤字弥太平及び黒部峡谷口の区域
備考 (略)

○北海道風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(風俗営業の営業制限地域)

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域（北海道公安委員会が、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて指定するものを除く。）とする。

一 (略)

二 前号に掲げる地域以外の地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートルの区域内の地域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「病院」という。）

ウ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないもの及び都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「診療所」という。）

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

2 (略)

※良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定

(北海道公安委員会告示第24号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第3条第1項の規定により、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域を次のとおり指定した。

- 1 札幌市中央区南5条西2丁目6番地田畑産婦人科助産施設の敷地の周囲100メートルの区域内の地域
- 2 札幌市西区琴似2条2丁目6番25号琴似あやめ保育園の敷地の周囲100メートルの区域内の地域のうち、札幌市西区琴似1条の1丁目から3丁目の地域並びに札幌市西区琴似2条1丁目6番、7番1、7番2、8番、9番、15番、16番、17番、23番及び24番2の地域
- 3 札幌市南区定山溪温泉西1丁目及び西2丁目のうち札幌市南区定山溪温泉西1丁目31番地札幌市立定山溪中学校の敷地の周囲100メートルを超える区域の地域並びに札幌市南区定山溪温泉東4丁目308番地札幌市立定山溪小学校の敷地の周囲50メートル以上100メートルの区域内の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域内の地域並びに札幌市南区定山溪温泉東3丁目256番地社会福祉法人光華園定山溪保育所の敷地の周囲30メートル以上100メートルの区域内の地域
- 4 小樽市朝里川温泉2丁目670番地1から670番19まで、673番1から673番60まで、674番、675番2及び675番3、676番1から676番8まで、677番7から677番15まで、681番1から681番16まで、682番2から682番7まで、686番1から686番68まで、687番1から687番12まで、688番から691番まで、692番1から692番112まで、693番2から693番9まで、694番1から694番61まで、695番1から695番14まで、726番、727番1及び727番2、728番1及び728番2、729番から733番まで、743番、744番1及び744番2、745番から748番まで、753番1及び753番2、754番1から754番15まで、755番、758番並びに759番のうち都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域内の地域
- 5 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉町のうち小有珠川以東の都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域内の地域
- 6 函館市湯川町2丁目13番16号函館市湯川児童館の敷地の周囲30メートル以上100メートルの区域内の地域
- 7 函館市本町9番23号杉の子保育園の敷地の周囲100メートルの区域内の地域のうち、道々五稜郭公園線以東の地域